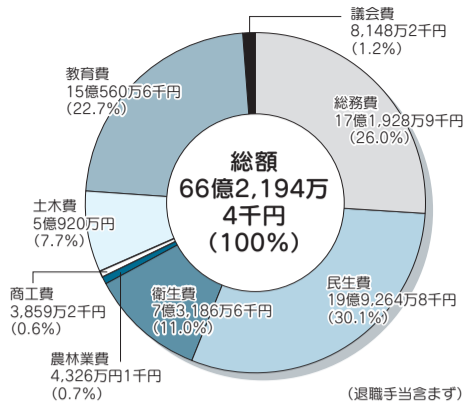


図1 16年度職員給与費の内訳(普通会計決算)



ラスパイルズ指数
国家公務員の給料を100とし、本市の定員管理についても市議会における審議を経て、職員定数条例により職員の定数が決定されています。また、本市の定員管理についても市議会における審議を経て、職員定数条例により職員の定数が決定されています。

市民の皆さんにその実情をご理解いただくため、市職員の給与・定員管理等の内容をお知らせします。

市職員は、市民生活に密着にかかわる福祉、教育、清掃、都市整備など様々な仕事に携わっています。この市職員の給与については、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。本市では、国の人事院の給与勧告を尊重するなかで、市議会の審議を経て給与と条例により給与が決定されます。人事院の勧告は、毎年無作為に抽出した国内の民間企業の給与の実態を調査して、民間企業の給与水準を国家公務員の給与に適正に反映させる内容となっています。

東村山市職員の給与等の状況

また、本市の定員管理についても市議会における審議を経て、職員定数条例により職員の定数が決定されています。また、本市の定員管理についても市議会における審議を経て、職員定数条例により職員の定数が決定されています。

市では、給与水準の適正化を図るため、平成13年7月に年齢給型から職務給型の「給料表」に移行し、あわせて初任給基準額(下表4参照)の見直しを行い、14年度から58歳以上の昇給停止措置を実施しました。また、16年7月からは、退職手当の支給率の引き下げと退職時の特別昇給の廃止、特別勤務手当の大幅見直しを行いました。

15年度24.5%となっており(下表1参照)、都の人員費比率は27.1%(15年度27.5%)です。

給与の概要

給料 給料表に定める額
民間でいう基本給に相当するもの

調整手当 給料、扶養手当、管理職手当の合計額の12.0%
地域区分により、都12~0%、国12~0%
(職員1人当たり平均支給月額45,614円)

扶養手当

区分	市	都	国
配偶者	16,100円	15,500円	13,500円
配偶者以外の扶養親族2人まで	各8,200円	各6,000円	各6,000円
その他の扶養親族	各4,000円	各4,000円	各5,000円
16歳~22歳の子がいる場合の加算	各4,000円	各4,000円	各5,000円

住居手当

区分	世帯主	扶養親族がいる場合	自宅新築購入後5年以内
自己所有住宅	12,000円	9,000円	2,500円
賃貸住宅	9,200円	扶養親族がいない場合	支給限度額
		8,500円	27,000円

通勤手当

区分	電車 6か月定期乗車券相当額 バス 3か月定期乗車券相当額	1か月当たり支給限度額	1か月当たり支給限度額
交通機関利用者(電車、バス等)	バス3か月定期乗車券相当額	55,000円	55,000円
交通用具使用者(車、自転車等)	通勤距離に応じて支給	通勤距離に応じて支給	通勤距離に応じて支給

その他 管理職手当 部長 給料の19%
次長 給料の18%
課長 給料の17%

特殊勤務手当 危険、その他特殊な業務について支給される手当
(市全体で2種類、全職員に対する手当受給職員の割合は26.0%、受給者1人当たり平均支給月額2,540円)

代表的な手当の名称	支給額の多い手当	危険手当(高所・深所作業) 著しく特殊な勤務手当(変則勤務)
	支給対象職員の多い手当	危険手当(高所・深所作業) 著しく特殊な勤務手当(変則勤務)

時間外勤務手当

職員1人当たり平均支給月額	16年度	15年度
	21,819円	20,988円
支給総額	2億3,119万円	2億2,692万円
職員1人当たり平均時間単価(125%)	3,226円	3,262円

その他 管理職員特別勤務手当など

期末・勤労手当 平成16年度支給割合

区分	市		都		国	
	期末	勤労	期末	勤労	期末	勤労
6月期	1.45月(0.65月)	0.5月(0.3月)	1.6月(0.75月)	0.45月(0.25月)	1.4月(0.75月)	0.7月(0.35月)
12月期	1.55月(0.85月)	0.6月(0.3月)	1.65月(0.95月)	0.45月(0.25月)	1.6月(0.85月)	0.7月(0.35月)
3月期	0.3月(0.28月)	-	0.25月(0.1月)	-	-	-
合計	4.4月(2.38月)	-	4.4月(2.3月)	-	4.4月(2.3月)	-

※()は再任用職員に係る支給割合

退職手当 退職時に支給される一時金
※平成16年7月に退職時の特別昇給を廃止し、あわせて支給率を引き下げました。

(注)支給基準額は平成17年4月1日現在の額であり、1人当たり支給月額・支給総額は、平成16年度(15年度)普通会計決算により算出しました。



表1 人件費の状況(普通会計決算) (単位:千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	※人件費(B)	人件費比率(B/A)	(参考)15年度の人件費比率
16年度	144,623人 (17年3月31日現在)	41,080,481	436,056	9,789,586	23.8%	24.5%

市の会計は、一般会計と特別会計に分かれています。普通会計とは、一般会計から老人保健医療等に係る人件費を控除して得られる統計上の会計です。
※人件費とは、一般職員に支給される給与と、市長・議員・各種委員などの特別職に支給される給料・報酬・手当等のほか、共済費などを含む経費をいいます。

表2 職員給与費の状況(普通会計予算) (単位:千円)

区分	職員数(A)	※給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
17年度	864人 (33人)	3,824,139 (70,165)	1,002,790 (9,708)	1,743,197 (15,603)	6,570,126 (95,476)	7,604 (2,893)

()内は、再任用短時間職員で外書きです。
※平成17年度普通会計上の一般職員の給与費です。給与費とは、人件費から退職手当、社会保険料の事業主負担分である共済費などを除いたものです。

表3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
東村山市	372,840円	491,296円	44歳6月	374,440円	461,113円	45歳4月
東京都	361,472円	474,765円	43歳4月	334,443円	432,513円	46歳10月

表4 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	東村山市		東京都		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	178,400円	197,400円	179,800円	203,600円	I種179,800円 II種170,700円	198,600円 184,400円
	高校卒	140,600円	152,100円	144,000円	153,300円	138,800円	148,500円

表5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
東村山市	一般行政職	大学卒 281,325円	338,638円	383,233円
	高校卒	224,500円	281,400円	342,400円
東京都	一般行政職	大学卒 296,257円	351,392円	407,046円
	高校卒	242,702円	292,788円	354,262円

表6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事・技師	主任・主任技師	係長	課長補佐	課長	次長	部長		
職員数	64人	257人(30人)	132人	34人	50人	13人	9人	559人(30人)	
構成比	11.5%	46.0%(100%)	23.6%	6.1%	8.9%	2.3%	1.6%	100%(100%)	
参	1年前の構成比	9.6%	47.2%	24.2%	6.0%	9.0%	2.4%	1.6%	100%
考	5年前の構成比	※1.6%	59.7%	21.5%	4.4%	9.0%	1.7%	2.1%	100%

()内は、再任用短時間職員で外書きです。一般行政職とは、特別会計を含む全会計の職員のうち、保育園・児童館・児童クラブに勤務する職員、税務・清掃業務に携わる職員、栄養士・保健師・看護師・学校給食調理員等を除いた職員のことを指します。また、平成13年7月からは、それまでの6等級制から職務と責任に応じた7級制の職務給型の給与体系へ移行しました。
※は採用6か月未満の主事・技師を表しています。「5年前の構成比」は、職務給型の給与体系導入前のもので現在の区分とは異なります。

表7 昇給期間の短縮の状況(一般行政職)

区分	平成16年度	平成15年度
職員数(A)	553人	567人
普通昇給期間を短縮した職員数(B)	109人	119人
比率(B/A)	19.7%	20.9%

職員は通常12か月間良好な成績で勤務したときに昇給しますが、昇任昇格時や勤務成績が特に良好な場合には、この昇給期間が短縮されます。

表8 退職手当の状況 (平成17年4月1日現在)

区分(支給率)	東村山市		東京都		国	
	普通	定年等	普通	定年等	普通	定年等
勤続20年	24.5月分	34.75月分	24.25月分	35.0月分	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.0	48.25	32.5	45.5	33.75	42.12
勤続35年	49.0	59.28	49.75	59.2	47.5	59.28
最高限度	50.0	59.28	50.0	59.2	59.28	59.28
加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
退職時の特別昇給	なし		1号給(公務上の死亡、整理退職等)		1号俸(整理退職等)	

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に勤続年数や退職事由に応じた一定の支給率を乗じた額となります。平成16年度に定年退職した職員1人当たりの平均支給額は、2,822万3千円(平均勤続年数32年11か月)となっています。

表9 特別職の給料・報酬等の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	区分	16年度支給割合	
給料	市長 ※848,700円	期末手当	市長	6月期 1.95月
	助役 ※720,900円		助役	12月期 2.15月
	収入役 ※666,000円		収入役	3月期 0.30月
報酬	議長 558,000円	議長	議長	6月期 1.95月
	副議長 506,000円		副議長	12月期 2.15月
	議員 485,000円		議員	3月期 0.30月

特別職の給料等の額は、「東村山市特別職報酬等審議会」の答申を得て市長が条例で定めています。
※平成17年4月から、市長・助役・収入役の給料月額を10%カットしています。